

最低賃金1054円に上げ

全国平均、過去最大50円増

中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）の小委員会は24日、2024年度の最低賃金の目安を全国平均で時給1054円にすると決めた。

中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）の小委員会は24日、2024年度の最低賃金の目安を全国平均で時給1054円にすると決めた。現在の1004円から50円の引き上げで、22年連続での増加となる。上げ幅は23年度の43円を上回って過去最大。物価上昇への対応を重視すること

で労使双方が折り合った。（関連記事5面に）

最低賃金はパートも含めた全ての労働者に適用される時給の下限額で、2024年の春季労使交渉の賃上げ率が連合の度からの伸び率は4・98％で、1982年度の5・28％以来の高い水準となった。

2024年の春季労使交渉の賃上げ率が連合の度からの伸び率は4・98％で、1982年度の5・28％以来の高い水準となった。

2024年の春季労使交渉の賃上げ率が連合の度からの伸び率は4・98％で、1982年度の5・28％以来の高い水準となった。

まとめで平均5・1％と33年ぶりの高水準となり、最低賃金も同程度の引き上げが必要と判断した。消費者物価指数（持ち家の家賃相当分を除く総合）は前年比で3％前後の伸びが続いており、物価上昇への対応も求められていた。

最低賃金は都道府県ごとに異なり、目安額をもとに各地の審議会で実額を最終決定する。適用は10月中となる見通しだ。引き上げの目安は都道府県を3つのグループに分けて示した。3グループとも50円とし、目安通りに引き上げる場合、最も高い東京都の最低賃金は1163円、最も低い岩手県は943円となる。全都道府県で900円を上回り、1000円を超えるのは現在の8都府県から16都道府県に拡大する。